

Addressing the challenges of Corporate social responsibility in Sub-Saharan Africa: the importance of the legal approach

サハラ以南アフリカにおける企業の社会的責任に関する課題に対応する——法的アプローチの重要性

Achille Gildas Ndong Ntoutoume,

アシル・ジルダス・ンドン・ントウトウム

この研究の目的は、サハラ以南アフリカにおける企業の社会的責任（CSR）の課題を検討することである。各国の関連法規の条文に基づき、企業に負わせる責任の検討を通じて、法律の評価を試みる。CSR は、企業が利益の追求を超えて一定の社会的責任を果たすため、自発的に行う一連の活動である。社会的責任には、顧客、クライアント、サプライヤー、従業員、地域社会など、さまざまなステークホルダーに対する企業のアプローチが含まれる。典型的には、従業員の保護、環境安全、慈善活動などがあり、NGO 活動への資金提供も含まれる。

CSR の考え方は、企業は社会の一部であり、そこに存立する正統性が必要だという点を基本とする。また、ステークホルダーの生活水準改善を通じて、持続可能な開発を達成したいという意図に基づく CSR もありうる。こうした目的を達成するために、企業が主要なステークホルダーと交流し、関係を築くことが必要である。企業は自社の活動から影響を受ける人々に CSR を通じて配慮しなければならず、その意味でステークホルダーとの関係強化は必要なことである。企業と社会の間関係は、自発的に構築されると想定されてきた。CSR は、西側諸国でこうした考えとして発展し、理論化されたのである。

しかし、自発性を前提とした CSR の考え方は、1990 年代から変化してきた。1991 年は有名な Carroll による CSR ピラミッド・モデルが公表された年だが、同じ時期、天然資源開発を目指す多国籍企業によるアフリカ進出が顕著になった。しかし、自発性に基づく CSR は、企業と現地の主要ステークホルダーであるホストコミュニティとの対話の欠落という問題を引き起こした。結果として、地元市民社会組織から苦情——とりわけ人権侵害に関する申し立て——が頻繁に寄せられることになった。地元コミュニティはしばしばグローバルな市民社会と連携しており、児童労働や移民の不法雇用などの人権に関わる申し立てがなされてきた。CSR プロセスの主要ステークホルダーである政府、企業、コミュニティ間の対話は、依然として大きな課題となっている。

こうした事態を踏まえ、ガボンやナイジェリアなどアフリカの一部諸国は、CSR の法的な規制を通じて、その改革を試みている。両国は、上記の問題に加えて開発アジェンダを念頭に置き、その達成に向けて CSR を利用しようとしている。本論文は、こうした文脈を踏まえて、法的アプローチの有効性と課題を明らかにする。以下、各章の内容概略を述べる。

第1章では、研究目的、リサーチクエスション、研究のスコープを示すとともに、CSRとBHRに関する研究背景の概略を述べる。サハラ以南アフリカにおいて、自発性に依拠したCSRが課題に直面し、本稿で「義務的CSR」と呼ぶ法的なアプローチが浸透しつつあることについても、説明を加えている。そのうえで、事例研究として選択したガボンとナイジェリアを対象に行った調査手法（フィールドワークおよびデスクトップ調査）を説明し、本稿の独自性を主張している。

第2章では、自発的CSRと義務的CSRという2種類のCSRについて、特に歴史的観点から説明する。CSRは、西側先進国で自発的な行為として始まり、多国籍企業の世界的展開を通じてサハラ以南アフリカにも広がった。本章では、先進国とグローバルサウスにおけるCSRに対する考え方や企業統治システムの違い、そしてそれがCSRの実施にもたらす影響について説明する。2種類のCSRはステークホルダー間関係の違いに帰結するため、本章では両者の共通性と相違点についても検討する。

第3章では、ガボンを事例として、義務的CSRの実態について分析する。同国のCSR関連法について説明した後、鉱山企業Comilog社を対象として行ったフィールドワークの結果を整理する。このフィールドワークでは、同企業に加えて政府や地元コミュニティの調査も実施した。同社のCSR事業プロジェクトの調査を通じて、ステークホルダー間の意思疎通が不十分であり、それが政府、企業の評価と地元コミュニティの評価の間の大きなギャップにつながっていることが明らかになった。

第4章では、文献研究を通じ、ナイジェリアの義務的CSRについて、石油採掘企業のShell社を事例に分析する。ナイジェリアのCSR関連法と同社の報告書、そして政府の評価枠組みを用いて、同社のCSRプロジェクトを分析する。分析を通じて、3つのステークホルダーの関与のあり方、そして法律の想定と現場の問題とのギャップを明らかにする。調査から、NGOを中心に企業活動に対する強い不満が存在することがわかった。

第5章は、各章の議論をまとめ、リサーチクエスションに対する答えを提示する。2カ国の事例研究に基づき、義務的CSRの成果と課題を明らかにする。義務的CSRは、両国で企業から収益の一部を提供させることに成功したが、それが地元コミュニティの生計を向上させる方向では利用されていない。

義務的なCSRは、サハラ以南アフリカでCSRが直面する多様な問題に対応するものである。自発的アプローチに基づくNAPが実効性を持たなかったことを考えれば、法律を通じたCSRの義務化はステークホルダーの期待に応える可能性がある。しかし、両国の分析から明らかになったように、国家の脆弱性のために、サハラ以南アフリカにおける義務的CSRの実施は依然として困難である。ガボンの調査から、政府の関与が不十分であるため、市民社会の生活は企業との関係で困難を抱えたままである。2021年～2022年にかけて、企業、政府と市民社会との間に対話の機会はほとんどなく、結果的にNGOからCSRプロジェクトの状況を報告するというEITIの仕組みも機能しなかった。ナイジェリアにおいても、企業に対するコミュニティの不信感があり、義務的CSRはコミュニティに歓迎されて

いない。

サハラ以南アフリカにおける現状の問題は、義務的 CSR が適切に機能するための国家の関与が脆弱なことである。具体的には、CSR 基金の透明性や効率性、モニタリングや評価という点が改善される必要がある。それによって初めて、義務的 CSR が想定する適切な CSR の実施とコミュニティの包摂が担保されるであろう。